

採点表(審査基準)

【明石市立鳥羽小学校給食調理業務委託】

区分	審査項目	審査基準	配点	評価								
				内訳	評価内容	点数	採点					
企画提案評価	(1) 学校給食に対する理解	①学校給食の意義や特色に対する理解度	15	5	良い	5点						
		やや良い			4点							
		普通			3点							
	②学校給食調理業務に取り組む意欲・姿勢	子どもたちのために“より安全でよりおいしい”給食を提供するための理念・方針等を有し、その実現に向けての研究・取り組みが期待できるか。	5	5	良い	5点						
	やや良い				4点							
	普通				3点							
	③学校運営への協力	学校行事等へ積極的に参加し、学校との連携に努め、学校運営に協力的な提案内容であるか。	5	5	良い	5点						
	やや良い				4点							
	普通				3点							
	(2) 業務遂行能力	①大量調理施設における給食調理業務実績	大規模集団給食施設調理の受託実績が豊富にあり、本市業務を安定的に履行できる能力を有すると認められるか。	55	10	良い	10点					
		やや良い				8点						
		普通				6点						
		やや良くない				2点						
		良くない				0点						
		②業務責任者等の資格及び配置				配置予定の業務責任者、業務責任者代理者、栄養士等について、仕様書に定める適正な資格を有するとともに、業務に関する経験と遂行能力を有していると認められるか。	10		10	良い	10点	
		やや良い								8点		
		普通								6点		
		やや良くない								2点		
	良くない	0点										
	③従業員の勤務体制、勤務ローテーション	従業員の勤務シフト計画は無理がなく、妥当なものであるか。	5	5	良い			5点				
	やや良い				4点							
	普通				3点							
	やや良くない				1点							
	良くない				0点							
④給食開始までの事前研修計画等	人員募集や事前研修の計画等が妥当なものであり、仕様書で求められる水準の業務を円滑に遂行する能力があると認められるか。				5	5	良い	5点				
やや良い							4点					
普通							3点					
やや良くない							1点					
良くない		0点										
⑤雇用の安定性の確保		常勤者については、委託期間中継続雇用するとともに、その他の調理業務従事者についても継続雇用を基本とし、安定した給食の供給が期待できるか。	5	5			良い	5点				
やや良い							4点					
普通							3点					
やや良くない							1点					
良くない	0点											
⑥業務遂行の組織体制（報告・連絡・責任）	指揮・命令系統が確立され、市教育委員会からの指示事項が迅速に現場に伝わり、遂行できる体制が整備されているか。				5	5	良い	5点				
やや良い							4点					
普通							3点					
やや良くない							1点					
良くない		0点										
⑦代替要員の確保体制		突発的な事故等に対し、代替要員の準備や十分に対応できるシステム及び能力を有しているか。	5	5			良い	5点				
やや良い							4点					
普通							3点					
やや良くない							1点					
良くない	0点											
⑧企業の安定性	健全な財務状況であり、長期にわたって業務が実施できる企業であるか。				5	5	良い	5点				
やや良い							4点					
普通							3点					
やや良くない							1点					
良くない		0点										
⑨損害賠償保険への加入		製造物責任（PL）法に基づく賠償責任保険に加入しており、そのグレード（賠償額）が十分に損害を補償できるものであるか。	5	5			良い	5点				
やや良い							4点					
普通							3点					
やや良くない							1点					
良くない	0点											
(3) 安全衛生管理体制	①安全衛生管理能力（自社マニュアルの確立状況等）				「学校給食衛生管理基準」と同等以上の衛生管理マニュアルを自社において確立し、「明石市学校給食安全衛生マニュアル」を履行する能力を有しているか。	65	5	良い	5点			
	やや良い							4点				
	普通							3点				
	やや良くない							1点				
	良くない	0点										
	②食中毒事故防止対策	食中毒事故を防止するための具体的な対策が確立されているか。	10	10				良い	10点			
	やや良い							8点				
	普通							6点				
	やや良くない							2点				
良くない	0点											
③食物アレルギー事故防止対策	食物アレルギー事故を防止するための具体的な対策が確立されているか。				10	10	良い	10点				
やや良い							8点					
普通							6点					
やや良くない							2点					
良くない		0点										
④異物混入事故防止対策		異物混入事故を防止するための具体的な対策が確立されているか。	10	10			良い	10点				
やや良い							8点					
普通							6点					
やや良くない							2点					
良くない	0点											
⑤新型コロナウイルス等感染防止対策	新型コロナウイルスの感染を防止するための具体的な対策が確立されているか。（給食室内及び学校内） 調理員が新型コロナウイルスに感染した場合等における具体的な給食継続体制が確立されているか。				10	10	良い	10点				
やや良い							8点					
普通							6点					
やや良くない							2点					
良くない		0点										
⑥危機管理体制		突発的な事故の発生に対応できる体制が構築されているか。	5	5			良い	5点				
やや良い							4点					
普通							3点					
やや良くない							1点					
良くない	0点											
⑦定期的な自主点検体制	安全衛生管理状況等の監視体制や業務改善を進める体制が構築できているか。				5	5	良い	5点				
やや良い							4点					
普通							3点					
やや良くない							1点					
良くない		0点										
⑧従業員教育・研修体制		従業員に対し、定期的に安全衛生管理等に関する教育や研修を実施する体制が充実しているか。	5	5			良い	5点				
やや良い							4点					
普通							3点					
やや良くない							1点					
良くない	0点											
⑨従業員の健康管理体制	従事員の健康管理（定期的な健康診断・検便等の実施）が十分に徹底されているか。				5	5	良い	5点				
やや良い							4点					
普通							3点					
やや良くない							1点					
良くない		0点										

公共性 (施策反映) 評価	(1) 障害者の積極雇用	・障害者雇用促進法第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか ・障害者雇用促進法第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか	15	2	ある ない	2点 0点		
	(2) 子育て支援への取組	・調書に記載された取り組みが、本市の子育て支援施策に適応し、かつ、充実した内容であるか。		2	充実している 普通 不十分	2点 1点 0点		
	(3) 男女共同参画社会づくりへの取組	・調書に記載された取り組みが、本市の男女共同参画社会づくり施策に適応し、かつ、充実した内容であるか。		2	充実している 普通 不十分	2点 1点 0点		
	(4) 若年雇用者育成のための取組	・調書に記載された取り組みが、本市の若年雇用者育成施策に適応し、かつ、充実した内容であるか。		2	充実している 普通 不十分	2点 1点 0点		
	(5) 更生支援のための取組	①保護観察所への協力雇用主登録		・保護観察所への協力雇用主としての登録があるか。	2	ある ない	2点 0点	
		②刑事施設出所者等雇用		※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る ・刑事施設出所者等を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等が整備されているか。	2	充実している 普通 不十分	2点 1点 0点	
	(6) 労働安全衛生のための取組	・厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか		3	受けている 受けていない	3点 0点		
価格評価		70点×参加者中で最低の参考見積金額÷当該参加者の参考見積金額 ※小数点以下切り捨て	70					
合計		⑦	220			0		
審査基準点		⑦×100/220 ※小数点以下切り捨て	100			0		

※審査基準点が50点未満の場合は失格とする。(選定委員のうち、審査基準点が50点未満の者が一人でもいた場合においては、当該参加者を失格とする。)